

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)分

(長野市長分)

指摘事項		当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課
2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの	<p>国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴収していなかった。</p> <p>法令等に基づき、適正に徴収されたい。</p>	<p>下水道使用料については、1件あたりの請求額が比較的少額であり延滞金が発生するのは、一部の長期滞納者に限られる。延滞金を賦課することにより、使用料の回収が遅れるため、今のところ徴収はしていない。</p> <p>延滞金徴収の検討にあたり、他自治体の状況を調査したところ、本市と同様の理由から実際に徴収を行っているのは中核市48市中2市だけであることが判明した。</p> <p>他自治体の研究とともに、料金システムによる対象者の把握やシステム改修にかかる費用の算出、関係例規の見直し等に着手した。</p>	<p>令和6年度予算に下水道使用料に係る徴収事務委託費、システム改修委託費、金融機関システム対応委託費等を計上すると共に、令和6年度料金徴収事務委託事業者選定の仕様書に、延滞金、遅延損害金に関する項目を追加し、延滞金徴収に向けた準備を進めている。新たな徴収事務委託事業者の選定に合わせて、必要なシステム改修及び関係機関との調整を行い、適切に徴収していく。</p>	営業課
6 その他の事務 (2) 法外援護旅費の取扱を明確にすべきもの	<p>法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資に、長野市社会福祉協議会から毎年度現金を受領し支給している。</p> <p>法外援護旅費の支給については条例等の明確な規定がなく、また市が業務を行う根拠も不明確なことから、長野市社会福祉協議会との間での事業の位置づけを明確にし、適切な事務を行われたい。</p>	<p>法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資としているものの、市の事業か社会福祉協議会の事業であるか従来から明確にされていなかった。</p> <p>社会福祉協議会とも協議して、他の福祉事務所の状況も含めてどのような位置づけをしていくか検討を行うこととした。</p>	<p>令和4年度に行った他市照会の結果を踏まえ、市社会福祉協議会と再度協議を行い、従来の方で実施していくこととした。令和6年度には要綱等の整備を行う。</p>	生活支援課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p> <p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料(非強制徴収公債権)及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(私債権)については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額(債権額が費用を下回る)のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等(強制徴収公債権)については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われぬまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった(5ページ(3)ウ参照)。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合(経済的困窮等)は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。(国民健康保険課)(子育て支援課)(保育・幼稚園課)(生活環境課)(営業課)</p>	<p>児童扶養手当返納金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の強制執行については、本債務者は経済的困窮世帯であるため、資力の把握に努めるとともに適切な対応をしていきたい。</p> <p>児童扶養手当返納金の訪問徴収については、「児童扶養手当過誤払返還金管理事務フロー」を作成したため、これに準じて適切に対応していく。</p> <p>児童扶養手当返納金の延滞金については、「長野市児童扶養手当過誤払返還金事務取扱要領」に規定し、免除規程を設け改善を図った。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金については、今後も引き続き、同様な私債権の回収について課題を抱えている庁内各課の動向を注視していく。</p>	<p>債権の管理・指導体制のための例規整備を含め関係課と連携して引き続き研究していく。</p> <p>なお、統一した私債権の管理に関する条例制定に向けて、H23年より長野市収納向上対策協議会内にワーキンググループを設け検討してきたが、債権管理について関係課一体の対応ではなく各課個別に行うこととなった。</p>	<p>子育て家庭福祉課 (旧子育て支援課)</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p> <p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料(非強制徴収公債権)及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(私債権)については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額(債権額が費用を下回る)のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等(強制徴収公債権)については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった(5ページ(3)ウ参照)。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合(経済的困窮等)は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課)(子育て支援課)(保育・幼稚園課)(生活環境課)(営業課)</p>	<p>保育料等については、専門的なノウハウのある所属に協力を依頼し職員の研修等を行うほか、人員要求、条例改正など滞納処分が可能な環境整備を進める。</p> <p>保育料に対する督促手数料及び延滞金、保育所利用者負担金に対する延滞金については、平成28年度滞納整理マニュアルを作成し、現在詳細規程等を準備している。準備ができ次第、条例等に基づき徴収等を実施する。</p>	<p>主として、児童手当からの天引きによる徴収を実施することで未収金の縮減に努めてきた。</p> <p>現時点で滞納処分を実施すべき滞納者はいないが、引き続き滞納処分の実施に向けた調査・研究を進めている。</p> <p>なお、統一した私債権の管理に関する条例制定に向けて、H23年より長野市収納向上対策協議会内にワーキンググループを設け検討してきたが、債権管理について関係課一体の対応ではなく各課個別に行うこととなった。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

定期監査(中・後期)(28監査第241号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p> <p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げます。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料(非強制徴収公債権)及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(私債権)については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額(債権額が費用を下回る)のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等(強制徴収公債権)については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われぬまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていない(5ページ(3)ウ参照)。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合(経済的困窮等)は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課)(子育て支援課)(保育・幼稚園課)(生活環境課)(営業課)</p>	<p>水道料金については、他都市の運用を参考に非強制徴収公債権や私債権を扱う所属との連携を図りながら、法的手続きを含めた滞納整理の手順を定める。</p> <p>また、下水道使用料の滞納処分については、引き続き収納課と連携を図りながら対応するとともに、下水道使用料滞納整理事務取扱要領等により滞納整理を進める。</p> <p>下水道使用料については、1件あたりの請求額が比較的少額であり延滞金が発生するのは、一部の長期滞納者に限られる。延滞金を賦課することにより、使用料の回収が遅れるため、今のところ徴収はしていない。</p> <p>延滞金徴収の検討にあたり、他自治体の状況を調査したところ、本市と同様の理由から実際に徴収を行っているのは中核市48市中2市だけであることが判明した。</p> <p>他自治体の研究とともに、料金システムによる対象者の把握やシステム改修にかかる費用の算出、関係例規の見直し等に着手した。</p>	<p>令和6年度予算に下水道使用料に係る徴収事務委託費、システム改修委託費、金融機関システム対応委託費等を計上すると共に、令和6年度料金徴収事務委託事業者選定の仕様書に、延滞金、遅延損害金に関する項目を追加し、延滞金徴収に向けた準備を進めている。新たな徴収事務委託事業者の選定に合わせて、必要なシステム改修及び関係機関との調整を行い、適切に徴収していく。</p>	<p>営業課</p>